Ⅺ．静岡理工科大学卒業生及び在校生の兄弟姉妹・子に対する給費型奨学生要綱

平成３１年　3月１９日　制定
令和　3年　7月２０日　改正
令和　5年　1月26日　改正

（目　的）

第１条　この要綱は、静岡理工科大学の学部または大学院（以下「本学」という。）に兄弟姉妹が現在在籍または卒業しており、新たに二人目以降の兄弟姉妹が本学に入学した場合における給費型奨学生（以下「兄弟姉妹奨学生」という。）に関して必要な事項を定める。

２　この要綱は、本学の卒業生本人の子が本学に入学した場合における給費型奨学生（以下「卒業生の子奨学生」という。）に関して必要な事項を定める。

（奨学生の区分）

第２条　この要綱に定める奨学生の区分は、次のとおりとする。

（１）兄弟姉妹奨学生

本学に兄弟姉妹が二人以上入学することによる生計維持者の経済的な負担を軽減することを目的として、兄弟姉妹奨学生として入学後に所定の手続きを経た者に対して、入学後に３０万円（大学院入学の場合は１５万円）を給費する。

（２）卒業生の子奨学生

本学の卒業生本人の子が本学に入学することを奨励し、さらに強固な信頼関係を醸成するとともに、本学の卒業生に対する経済的な負担を軽減することを目的として、卒業生の子奨学生として入学後に所定の手続きを経た者に対して、入学後に３０万円（大学院入学の場合は１５万円）を給費する。

（対象者）

第３条　兄弟姉妹奨学生は、兄弟姉妹が本学に在籍または卒業しており、新たに二人目以降の兄弟姉妹が入学して在籍している場合に申請することができる。

２　卒業生の子奨学生は、本学の卒業生本人の１親等の子が本学に入学して在籍している場合に申請することができる。

３　前二項において規定する卒業生が、死亡等により戸籍から抹消（除籍）された場合でも、当該要件を満たす証明があれば、本要綱を適用することができる。

４　本要綱に規定する奨学生は、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

（１）申請時点において授業料及び代理徴収金が未納である者

（２）科目等履修生、聴講生、研究生または委託研究生

（３）学則第４０条に該当し、本要綱に定める奨学生として不適当と認められた者

（４）本要綱に定める奨学生として所定の期間内に申請を行わなかった者

（５）次条に定める併給の制限に該当する者

（６）学長が本要綱に規定する奨学生として認めない者

（手続き）

第４条　本要綱に定める奨学生として、奨学金の給費を受けようとする者は、入学年度の５月１日から１か月以内に「兄弟姉妹奨学金・卒業生の子奨学金給費奨学生申請書」に次の各号に規定する書類を付して学務課まで提出する。

（１）戸籍謄本【戸籍全部事項証明書】

（兄弟姉妹奨学金　：兄弟姉妹の関係が分かるものに限る）

（卒業生の子奨学金：卒業生との親子関係が分かるものに限る）

（２）振込先金融機関の通帳の写し

２　本条第１項の申請を受理した後、２か月以内に兄弟姉妹奨学金・卒業生の子奨学金の受給対象者を決定し、給付金を指定口座に送金する。

３　前条第４項の規定により、本要綱の奨学生として認められない場合は、申請者に対して通知する。

（併給の制限)

第５条　兄弟姉妹奨学金と卒業生の子奨学金の併給は認めない。

２　同一人物に対する兄弟姉妹奨学金または卒業生の子奨学金の受給は１回を限度とする。

３　１組の兄弟姉妹における兄弟姉妹奨学金は、当該兄弟姉妹のうち本学に入学した兄弟姉妹の人数から１を減じた数を受給できる回数の限度とする。

（事　務)

第６条　本要綱の奨学生に関する事務は、学務課が行う。

（要綱の改廃）

第７条　この要綱の改廃は、大学評議会の議を経て行うものとする。

附　　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、第４条第１項に定める申請期間については、平成３１年度においては、同年度に在籍している者（留年している者は除く）に限り、入学年度に関わらず５月１日から１か月間申請を受け付けるものとする。

附　　則

この要綱は、令和３年７月２０日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。